

令和7年 第4回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和7年4月28日(月) 13時から 13時30分

2. 開催場所 東神楽町複合施設はなのわ2階201号室

3. 出席委員 12名

会長	12番	島田 謹介
会長職務代理	1番	伴野 善清
	2番	安藤 有一
	3番	蒔田 義仁
	4番	野々瀬 浩司
	5番	栗本 豊美
	6番	伴野 竜太
	7番	北山 秀雄
	8番	前田 哲也
	9番	伊藤 伸也
	10番	西村 俊彦
	11番	藤田 尚広

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人
の定期報告について

第4 議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定により公告を行った農用地
利用集積計画の変更について

第5 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用集積等促進計画
の要請及び認可公告について

第6 議案第3号 農業委員会による最適化活動の点検・評価結果について

第7 その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

主査 宮原 健太

主査 河内 大輝

開会

事務局長	只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和7年東神楽町農業委員会第4回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗読します。ご起立願います。今日は3番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、花と緑の我が郷土に、夢と希望のもてる生産性の高い農業の育成に努めます。ご着席下さい。それでは会長からご挨拶をいただきます。
------	--

あいさつ

会長	はい。皆さん、こんにちは。東神楽町農業委員会第4回通算752回総会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、お忙しい中、全員にお集まりいただきありがとうございます。最近の情勢ですが、4月から地域計画が始まったということで、東神楽町では地域計画もしっかりと作り、今回案件の中で新たな地域計画のもと賃貸案件があがってきています。全国的には、農業新聞などで報じられていますが、32都道府県が作成をし、西の方で作っていないところもあるようで、作成しなくても良いものなのかと思っています。米の状況ですが、皆さんもご存知のとおり備蓄米第3弾が出てきますが、5月からは22年産も出るよう備蓄米がなくなっているようです。また、生産の目安が大きく変わり、北海道では追加で3,000ヘクタール。まだ皆さんのところへは行ってないと思いますが、再生協議会より通知があり、新たに取りまとめることになるようです。作れる方は多めに作っていただければと思います。本日、案件は少ないですが慎重審議よろしく願います。以上です。
----	--

会議録署名委員の指名について

会長	それでは議事に入ります。日程第1会議録署名委員の指名について、2番安藤委員、3番蒔田委員、よろしく願います。
----	--

【報告】 農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局より願います。
河内主査	はい。前回総会以降における農業委員会の概況について報告いたします。4月4日、東神楽町農業協同組合第78回通常総代会へ島田会長に出席いただいております。4月11日、旭東東神楽地区国営事業推進協議会総会へ島田会長、伴野代理に出席いただいております。4月16日、旭川市にて開催されました上川地方農業委員会連合会総会及び会長事務局長研修会へ島田会長に出席いただいております。4月21日、旭東地区国営事業推進協議会総会へ島田会長に出席いただいております。以上です。
会長	ありがとうございました。

【報告】 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

会長	続きまして日程第3報告第2号農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、事務局より説明願います。
----	--

宮原主査	農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告を行います。今回は、3ページから7ページに記載のとおり8件あがってきております。7ページ、番号1700ですが、構成役員要件を満たしていないため、株式の譲渡などは正を指導中であります。番号10から16の7件までについては、前年度より大きな変更点はなく、それぞれ、形態要件等、報告書類を確認させていただきましたが、農地法第2条第3項及び4項の条件を満たしているため、農地所有適格法人として問題ないことを報告させていただきます。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。

【議案】旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告を行った農用地利用集積計画の変更について

会長	続きまして日程第4議案第1号旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告を行った農用地利用集積計画の変更について、事務局より説明願います。
宮原主査	昨年度、令和6年3月29日総会において、決定いただいた案件につきまして、計画変更について審議を求めるものであります。141番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか3筆。総面積が84,055㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期は、令和6年3月29日から令和15年11月30日までの10年間としておりましたが、今回、〇〇において〇〇さんの農業者年金に係る手続きを進める際、農業者年金基金より終期をきっちりと10年間としなければならぬとの指摘を受け、〇〇さん・〇〇さん・町との三者協議のうえ、利用権設定終期を令和16年3月28日までの10年間と変更させていただいております。〇〇さんにおかれましては、〇〇を中心に営農されている方です。以上です。
会長	担当、前田委員
前田委員	昨年3月の総会の折に結んだ案件であります。東神楽にはなるのですが、〇〇においては〇〇などありまして、〇〇で優先的にやってもらいたいとの内容のものであります。令和7年から〇〇さんにおかれましては経営移譲されている方です。〇〇は、〇〇の〇〇を務められていた方で何ら問題ないかと思えます。今回、修正についても数か月、賃貸期間が延びるということで、特段問題はないかと思えますのでご審議のほどよろしく願います。
会長	ありがとうございました。ただいま担当委員から説明ありましたが、この件に関しまして、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定します。

【議案】農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請及び認可公告について

会長	続きまして日程第5議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請及び認可公告について、事務局より説明願います。
河内主査	はい。今回、利用権設定の新規案件が2件となっております。今月より、農地の売買、賃借は原則として農地バンク経由になります。はじめに、先月までと異なる点を簡単にご説明いたします。先月までは、総会において農用地利用集積計画を決定し、即日、東神楽町が公告することで権利の

	<p>移転や設定が行われておりました。今月からは、計画名も農用地利用集積等促進計画に変更され、定める機関は東神楽町ではなく、農地中間管理機構に指定された農業公社となりますので、審議の一点目は、農業公社に対し同促進計画を定めるよう要請するか否かとなります。二点目は、農業公社が計画を定めた後、農業公社から認可申請を受けた東神楽町が認可、公告をすることとなりますので、本総会により決定された内容のおり計画が決定され次第、認可、公告することについて審議することとなります。なお、東神楽町が農業公社から認可申請を受け公告するまで、改めて総会で審議する必要はございませんが、本議決後に行う要請から公告までは2週間程度かかる見込みと言われております。それでは今回の件をご説明いたします。1番。利用権の設定を受ける者、北海道農業公社。利用権の設定をする者〇〇さん。以下、2番と同じ内容となります。所在〇〇、地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか2筆。総面積が20,247㎡。こちら賃借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、認可日から令和9年11月30日までの3年間となっております。賃貸料は52,704円で、反当価格は3,000円となっております。2番、利用権の設定を受ける者〇〇。利用権の設定をする者、北海道農業公社。所在以下は1番と同じ内容です。以上です。</p>
会長	担当、伊藤委員。
伊藤委員	<p>ただいま事務局の説明のとおりであります。補足しますとこの〇〇さんという方が〇〇さんの〇〇でありまして、相続された農地を〇〇さんが借りられるということになります。今までは、ここを〇〇の〇〇さんが借りていたのですが、高齢のため通作を手放したいとの話しを1年以上前からいただいております。〇〇にも間に入っていただき、〇〇さんに受けてもらうことになりました。借り手も戻す形となり、状態の良い農地でもないことから、元々7,000円であったところを半額近く3,000円まで下げ話しを進めさせていただきました。本来であれば、〇〇においても1件、〇〇さんへと調整していた案件がありましたが、相続された〇〇がご自身で作られたいとのことで、話しはなくなりました。どちらもそれぞれ、以前から売買希望もありましたが、なかなか厳しく、国営工事が入れれば期待もできるのかと思っています。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	ただいま担当委員から説明ありましたが、この件に関しまして、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
伴野代理	今回からこのような書き方になるということで、1番だけにはならないということなのかな。
事務局長	促進計画が2枚になるため、番号も2つにさせていただきました。先ほどの説明の中であがった方も今回賃貸となった場合、1番〇〇さん、2番に先ほどの方、3番〇〇となり3段書きなどになるケースも出てくると思われ。〇〇さんが公社から2件分を借りるという形になります。
伊藤委員	期間とかが違って変わらない？
事務局長	期間などが違えば、別に作ることになると思います。
伊藤委員	これが10件とかになれば、公社から10件といったような感じになると。
伴野代理	公社が間に入ることは決まっているんだから、これまでのような書き方にはならないのかな。どうも見づらい気がする。件数ばかり増えて。
蒔田委員	売買もですか。
事務局長	即売りであれば変わりません。

会長	他に何かありませんか。
北山委員	今日が認可日にならないと、やや2週間後ということですが、通知は公社からそれぞれの方に行くのか、それとも農業委員会からということになるのでしょうか。
事務局長	この総会が終わりましたら、この情報と契約書を公社に送って、公社が印鑑を押し戻ってくるので、戻ってきたらこちらから連絡することになります。
伊藤委員	公社にあげる期間が出るだけで、そこは今までと変わらないんだ。
会長	他に何かありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定します。

【議案】 農業委員会による最適化活動の点検・評価結果について

会長	続きます、日程第6議案第3号農業委員会による最適化活動の点検・評価結果について事務局より説明願います。
宮原主査	<p>10ページ左上の色の変わっている議案第3号の部分をクリックしてください。右上に議案第3号資料と書かれた様式が出てきたかと思えます。こちらの様式をご覧くださいながら説明させていただきます。農業委員会等に関する法律第37条に基づき公表予定の令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況につきましてまとめましたので報告させていただきます。1ページ目、ローマ数字1農業委員会の状況、1農業委員会の現在の体制については、令和6年4月1日現在の農業委員会の状況のため目標設定時と変更はありません。2農家、農地等の概要は、農林業センサスなどの統計調査の数字を用いている調査項目については変更ありません。経営体数の農業参入法人数については、1経営体増の23法人となります。続きます、画面を下にスクロールしてもらいまして2ページ目になります。ローマ数字2最適化活動の目標をご覧ください。農業委員会等に関する法律第7条に基づき策定しました農地等の最適化に関する指針において令和8年度までに95パーセントの集積率を当町の目標としていますが、令和6年度末までの集積率98.8パーセント、集積面積3,173ヘクタールと昨年度末実績同様、目標を上回る高い集積を達成しています。かっこ2遊休農地の発生防止解消については、この画面2ページ目と画面を下にスクロールしてもらいまして3ページ目にわたり記載されております。現状では黄区分の遊休農地が1ヘクタールあり令和6年度中の増減はありません。この農地につきましては、国営緊急農地再編整備事業の受益地となっていることから将来的には整備され改善される見込みであります。昨年度の総会でも話しが上がり、令和5年・令和6年度の農地パトロールでも確認しました〇〇の〇〇さんの農地については、ご本人及び〇〇と話し合いのうえ、今年度農地パトロール前には改善するとの回答をもらっているため、今回の状況には反映していません。かっこ3新規参入の促進については、現状及び課題、目標については記載のとおりであります。画面を下にスクロールし4ページ目をご覧ください。昨年令和5年10月に農地所有者を対象に実施したアンケート調査結果の目標を上回る76.6ヘクタールを町ホームページにて公表させていただいております。公表面積には現在賃貸借期間中の農地も含まれています。2最適化活動の活動目標になります。一番下のまる2活動強化月間として、委員皆さんの日々の農地見回りに加え10月に農地パトロールを行い遊休農地の発生防止に努めました。画面を下へスクロールして下さい。5ページ目の新規参入相談会</p>

	への参加については、令和6年度も希望者はいなかったため実施しておりません。目標達成状況については、皆様のご協力のもと目標に対して期待を上回る結果が得られました。ありがとうございます。画面スクロールお願いいたします。最後のページになります。ローマ数字3事務の実施状況につきましては、1から4までは記載のとおりとなります。以上、令和6年度の点検結果について審議いただき公表して参りたいとおもいます。よろしくお願いいたします。
会長	只今、事務局から説明のあったとおりでありますけど、皆様の方から何かあればお願いします。
各委員	(ありませんとの声)
会長	皆さんから無ければ、ホームページ上で公表したいと思います。

【その他】

会長	続きまして日程第7その他についてお願いいたします。
事務局	①6月総会の日程について ②農振部会について